

令和4年6月 特別養護老人ホーム設置の手引【主な改正事項】

該当ページ	修正内容
P 6	【市町村担当部局と事前によく相談しましょう】エに、「設計業者やコンサルタントではなく、必ず設置主体の法人代表者本人及び施設長予定者が相談に行くようにしてください。」の記載を追加
P 2 0	(3) 【基本設計を進めましょう】に、「カ 特別養護老人ホームは、感染症や災害が発生した場合であっても最低限のサービス提供を維持していくことが求められています。事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画 (BCP)」を作成してください。令和3年度から作成が義務化されており、令和6年4月1日から完全義務化となります。(令和6年3月31日までは経過措置期間)」の記載を追加
P 4 1	「提出された書類は、返却いたしません。あらかじめ御了承ください。」の記載を追加
P 4 8	(2) 配置図に、「感染症対策、水害対策等で設計に配慮した点などをはじめ、下記事項について、可能な限り記載するようにしてください。別紙にまとめてもかまいません。」の記載と、各記載項目を追加。
P 5 0～P 5 8 P 6 2～P 9 0	「埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱様式」、「埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備等に係る指導要綱の取扱様式」において改正のあった様式の反映
P 5 9	B 5 (1) 配置図に、各確認内容の記載を追加
P 6 1	B 3 (1) 配置図に、各確認内容の記載を追加
P 8 8	ホテルコスト計算表の参考様式を追加
P 9 2～P 1 0 3	「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負費等契約手続基準」及び「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負費等契約手続指導事項」において改正のあった内容の反映
P 1 2 5	県補助単価に、軽費老人ホームの大規模修繕の記載を追加
P 1 2 6	施設整備費に、軽費老人ホームの大規模修繕の記載を追加